

2月24日に始まったロシアによるウクライナ侵略戦争はいまだ出口が見えない。ロシアによる無差別攻撃で多くの無辜の民が傷ついている。生存者の多くも電気、水、食料を断たれ、飢えと寒さに苦しんでいる。

日本と共通点多い安保政策

ウクライナの安全保障政策は日本と共通点が多く、ウクライナの悲哀は他人事とは思えない。ウクライナはブダペスト覚書（1994年12月）により核を放棄した。その後、「持たず、作らず、使用せず」というウクライナ版「非核三原則」を堅持した。しかも集団防衛体制（NATO＝北大西洋条約機構）に入っていない。

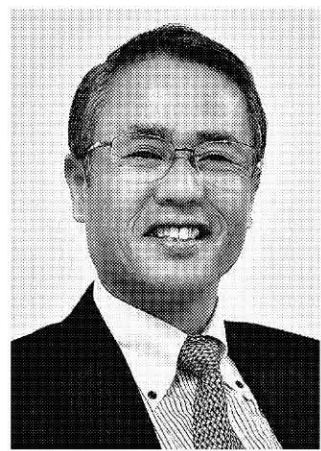
日本は日米安全保障条約を結んでいる。これは集団防衛体制ではない。安倍晋三政権下で限定的な集団的自衛権は行使できるようにになった。だが全面的な集団的自衛権行使は憲法の禁ずるところで、集団防衛体制には加盟できない。ウクライナ版「専守防衛」もそうだ。軍は専ら防衛に限るとされていた。今回、攻撃開始の10日前

# 他人事ではないウクライナの悲哀

に至っても「われわれは平和を指し、全ての問題に交渉のみで対処することを望んでいる」とし、軍に即応態勢すらとらせなかった。ウクライナの「非核三原則」「専守防衛」「集団防衛体制未加入」は、戦争の未然防止には役にたたなかった。むしろプーチン露大統領の侵略意図の誘因となった。戦争勃発後のゼレンスキー大統領やウクライナ兵士の敢闘ぶりに敬意を表したい。だが国内の悲惨な状況には目を覆いたくなる。日本も「専守防衛」を防衛政策の柱としている。戦争を抑止できなかった場合、同様の悲惨な状況が起りうる。

専守防衛とは「相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を使用し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法第9条に則った受動的な防衛戦略の精神に則った受動的な防衛戦略の

## 正論



麗澤大学客員教授  
元空将  
織田 邦男

姿勢（防衛日書）とある。

専守防衛は常に初動遅れ

ウクライナもロシアの武力攻撃を受けて初めて立ち上がった。米国は昨年10月以来、ロシアの不安定な動きを察知し、積極的に警鐘を鳴らしてきた。だが肝心のウクライナが情報を活用できなかった。

ゼレンスキー氏は「パニックを起こす情報はわれわれの助けにならない」「誇張」「不適切」と脅威から目を逸らし続けた。予備役動員をかけたのは、なんと開戦の2

日前だった。危機を直視せず、楽観的に事態を見よとするところは、日本と瓜二つだ。

専守防衛は、主権が敵にあるため、常に初動が遅れる。しかも国土に攻め込まれてから立ち上がるために、国民には甚大な被害が出る。戦場は基本的にはウクライナ本土であり、ロシア領土が大規模な戦場となることはない。経済制裁以外で、ロシア国内の無辜の民が傷つくことはほとんどない。ロシアが攻撃を断念しない限りウクライナの被害は拡大する一方

戦争を未然防止する防衛力

日本の場合、「（反撃の）態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限る」という制約が加わる。国土、国民を守る戦いで「必要最小限」などあり得ない。十分な兵器をもつて全力で戦わねば国民は守れない。国民の被害を見過すわけにはいかないのだ。

「格落ち」の兵器であった。兵士の死傷者は増え、国民が傷つくのは当然だ。相手に脅威を与えない、そして自衛のための必要最小限の防衛力では、戦争の未然防止はできない。プーチン氏はウクライナとすしと判断したから侵略を決断した。「保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限る」などは、空疎で現実離れた美辞麗句に過ぎないことをこの戦争は教えてくれている。

専守防衛は本土防衛であり、多くの国民が傷つくことを前提としている。だから戦争は絶対に未然防止しなければならぬ。そのためには相手国が脅威に思いつ強い存在であらねばならない。

「危機を未然に防止する者は決して英雄になれない」と言われる。今、ゼレンスキー大統領は英雄になっている。だがわれわれには英雄はいらない。「専守防衛」を「戦略守勢」に改め、合理的で強力な防衛力を構築し、戦争を未然に防止する。ウクライナ戦争がわれわれに与える貴重な教訓を見過してはならない。

（おりにく）